

Title	自由黨福島事件に関する二、三の資料
Sub Title	Some documents on Fukushima affair of 1883
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.1 (1960. 1) ,p.61- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600115-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

自由黨福島事件に關する二、三の資料

手塚 豊

解題

本誌前々號に、私は「自由黨福島事件と高等法院」⁽¹⁾と題する拙論を發表した。その際、私は同事件關係の相當大部の資料が、法務圖書館に所藏されていることを知つた。ところが、私がそれを知つたのは、拙論の校正刷ができあがつた後であつたので、残念ながら十分に利用することができず、わずかに若干のものを拙論の註記に利用したにすぎない。⁽²⁾しかし、同資料は、庄司吉之助氏によつて覆刻された福島縣廳文書、あるいは「明治文化全集」第十四卷に収録された「暴民反跡」⁽⁴⁾および近代日本史料研究會によつて公刊された高等法院公刊録⁽⁵⁾など、これまで一般に公表されている諸記録に比較して、まさるとも劣らざる貴重な文書と思われる。ことに、若松始審

裁判所あるいは高等法院における裁判の経過を示すさまざまな文書は、従來の福島事件關係の諸論考においても全く利用されることになかつたいわば學界未知の原史料であり、將來、この史料の精査によつて、福島事件裁判の全貌がさらに一層明らかになることが十分期待されるであらう。そうした史料の價値から考えると、近き將來、その文書の全容がなんらかの形で、印刷、公表されることも豫想されるが、ここでは、取りあえず特に重要と思われるものの二、三をぬきだし、覆刻、發表する次第である。

法務圖書館所藏の福島事件關係文書は、「若松一件書類」(河野廣中一件)と題するもの一冊および附屬書類八冊より成り、共に司法省庶務局舊藏文書で、福島始審裁判所、大審院、高等法院、福島縣などの野紙に書かれた文書が大部分を占め、通算すると二千枚前後におよぶ龐大な分量である。その中には、前に述べた「暴民反跡」⁽⁴⁾

甲、乙(丙を缺く)、あるいは前掲拙稿でその存在を指摘した「事實始末」(高等法院判事局編)などもふくまれてゐる。本稿で紹介するものは、「喜多方事件處分見込案」他三點である。

(一) 喜多方事件處分見込案

若松輕罪裁判所十三行罪紙五枚に淨書された文書であるが、日附および作成者の氏名は記されていない(以下、見込案)。(と略稱する。)

明治十五年十一月二十八日の彈正カ原事件(喜多方事件)を契機として、河野廣中ら多くの福島自由黨關係者が逮捕されたのは、同年十二月初めであり、彼等が國事犯として福島始審裁判所若松支廳から高等法院へ移されたのは、翌十六年二月初めである。したがつて、この期間内に作成された文書と判斷される。

この見込案でとくにめだつのは、自由黨本部の板垣退助、後藤家次郎ら多くの有力幹部を、内亂陰謀の首魁として處罰せんとしてゐることである。彈正カ原事件を、内亂の暴動と考へ、この事件の首謀者を、板垣、後藤ら自由黨の首腦者としてゐるわけである。明治十五年七月二日の自由新聞によると、大井憲太郎、林和一、北田正董、竹内綱はいずれも黨本部常議員、林包明、宮部襄は同じく幹事である。黨の最高幹部で、この見込書に洩れてゐるのは、常議員の馬場辰猪、大石正巳、末廣重恭の三人にすぎない。⁽¹⁰⁾ もしも見込書の通りに處罰が行われたとするならば、板垣はじめ多くの最高幹部が

死刑に處せられ(刑法第一二)自由黨は文字通り壊滅的な打撃をうけたことであろう。否、明治の政黨史は血で彩られつつ大きく變貌してゐたにちがいない。

いま、この見込書の成立時期を推測するに、彈正カ原事件直後、關係者一同の逮捕が完了した當初のものではないかと思われる。同事件の發生に驚いた政府は、とくに豫審判事として赤松欽二を若松始審裁判所(十六年一月一日より福島始審裁判所若松支廳となる)に派遣し、事件の徹底的究明を企圖した。この事件を契機として、政府は自由黨の根本的撲滅をねらつたにちがいない。事件發生直後の十二月十二日、大木舊任司法卿から若松始審裁判所に對する指示の一節に「東京自由黨よりの畫面ありて荒尾某等を發遣せしめれば、東京自由黨は此罪犯を免れざるべし」(傍點)とある。そうした政府の方針に則り、檢事あるいは豫審判事において作成された文書が、この見込書であつたと推定される。下山三郎氏は、前述の司法卿指示を根據にして「三島の專斷と稅政の背後にあつた中央權力の事件に對する意圖は明らかである。檢擧者の中から出来るだけ多く國事犯を造出し、福島自由黨を潰滅させ、東京自由黨本部にも一撃を與へて全民權運動を後退せしめる突破點としようとしたのであらう」といわれているが、見込書は、そうした論斷をうらづけるものとも有力な確證であるといつていい。しかし、自由黨本部の幹部一同を内亂罪に追ひこむべき證

據物件は、餘りにも貧弱である(見込書に附せられた。後掲證據書類参照)。それがため、審

理の途中でやむをえず當初の處罰方針をあらため、黨本部關係者を一應除外し、河野ら福島自由黨關係者のみにしぼつて、彼等のみに内亂罪を適用せんとしたものでなからうか。福島事件裁判の過程において、このような見込書が存在したことは、同事件に對し、政府が最初に何を企圖したかを物語るものであり、寔に重要な資料といわなければならない。

見込書には、各所に「前事蹟」⁽¹³⁾および「後事蹟」⁽¹⁴⁾と稱する證據文書を引用している。この兩者は、證據書類集ともいふべき文書で、各證據書類の冒頭にそれぞれ簡単な意見書が添えられている。この「意見書」は見込書の執筆者と同一人であらう。見込書の用紙が、福島輕罪裁判所野紙であるのに反し、それと時を同じくして作られたと思われる「前事蹟」「後事蹟」の用紙が大審院野紙であることは不可解である。福島輕罪裁判所野紙に書かれた原本は別にあり、それを大審院で複寫したものかも知れない。「前事蹟」「後事蹟」は相當の分量があるが、ここでは見込書の中にうらづけ材料として使用されている部分だけを、見込書の註記の形式で覆刻することにした。

(四) 玉乃世履高等法院裁判長より大木司法卿へ提出した見込書⁽¹⁵⁾
大審院十三行野紙六枚に淨書された文書である。

自由黨福島事件に關する二、三の資料

この文書の日附は十六年二月廿六日であるが、これは高等法院における豫審が開始されてから(二月十二日)わずかに二週間後である。とすると、大木司法卿は高等法院の豫審開始直後、玉乃裁判長に、事件の見通しについて問合せを行つたことを意味する。もちろん福島始審裁判所若松支廳における豫審の書類にもづく玉乃の見を求めたわけであるが、高等法院の豫審を開始したばかりの時期に、このような問合せを行つたことは、高等法院の審理に對し、被告らを嚴罰に處すべしとの意味を言外にふくませて、側面的な牽制を行つたものともみられる。本文書は、それに對する玉乃の回答であるが、その内容をみるに、玉乃は大木の牽制に對して巧みに身をかわしている感じをいだかせる。何となれば、問合せの重點であつたと思われる河野ら重要被告に關する所見には全くふれず、さほど重要とも思われない被告達についての所見だけを述べているからである。

なお、この見込書によると、大量の免許者があることを豫想しているが、この點も注意を要する。高等法院の豫審開始に先立ち、玉乃は福島始審裁判所豫審調書を閲覽し、同裁判所の豫審に相當の無理があつたこと、すなわち本來は無罪であるべき者までも内亂罪の被告として高等法院へ移送したことを見ぬいていたものといわねばならぬ(後掲の關、岡内兩判事の意見書もこの點では同様である)。

大量の免許書を出した高等法院豫審の結末は、豫審開始當初からすでに決定つけられていたものとみるべきであろう。

(三) 高等法院關義臣判事の「私見」⁽¹⁶⁾

(四) 高等法院岡内重俊判事の「大凡見込書」⁽¹⁷⁾

前者は大審院十三行罫紙十四枚、後者は高等法院十三行罫紙五枚にそれぞれ淨書された文書であり、兩者共に高等法院豫審中に(二月二日から四月十二日まで)起草されたものである。また、兩文書共に宛名を缺くが、おそらく大木司法卿に提出したものと推定される。

これら兩判事の意見書は、玉乃の見込書とは異なり、河野ら重要被告をもふくむほとんど全員について、その所見を述べているのがめだつ。關の意見は兇徒聚衆罪^(刑法第一三六條以下)の成立はほとんど否定しているが、河野ら少數についての内亂罪^(刑法第一二二條)の成立は是認している。これに對して岡内の意見は、河野らについての内亂罪を是認するのみならず、赤城平六ら數名についての兇徒聚衆罪^(刑法第一三七條)も一應は認めている點がちがう。内亂罪の點では、刑法第二百二十五條二項の「内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者」としているのは、兩者共に同じであり、高等法院の判決とも結論的には一致している。ただ判決においては、被告全員に酌量減刑をみとめる點が異なっている。

關、岡内兩判事が、豫審終結、そしてまた公判終了の時まで、これらの意見書と同じ意見を持ちつづけたのか、あるいは公判の結果、別の結論をいだいて判決に全面的な賛成をしたのか。その間の事情は、合議裁判の内部的機密の問題であるから、ここに明らかにすることはできない。もしも、公判終了の時まで意見書と同じ見解をもっていたとするならば、彼等は高等法院の判決決定に際し、少數意見者であつたといわねばならぬ。

なお、高等法院の公判開始前に、すでに早く兩判事がこのような意見書を提出していることは、今日の裁判常識からみると全く奇異の感をいだかざるを得ない。もしも私の推定のごとく、その宛先が大木司法卿であつたとするならば、前掲玉乃見込書の場合のごとく、司法卿から提出を求められたのかも知れない。

- (1) 拙稿「自由黨福島事件と高等法院」・本誌第三二卷一一號一頁以下参照。
- (2) 前掲拙稿・二六一—二七頁註31・32・参照。
- (3) 庄司吉之助「日本政社政黨發達史——福島縣自由民權運動史料を中心として」(昭和三十四年)。本書三一—五頁以下に、縣廳文書の多くが覆刻されている。
- (4) 「明治文化全集」第一四卷(昭和三十一年)・二七九頁以下。
- (5) 近代日本史料研究会「福島事件高等法院公判録」(昭和三十年) 謄寫版。
- (6) 數年前、三島通庸關係文書が、國會圖書館に收められたが、

この文書を縦横に驅使して書かれた下山三郎氏の「福島事件小論」(歴史學研究一八六號一頁以下、一八七號一三頁以下)は、事件關係の諸論考の中で、とくに光彩を放つている。法務圖書館所藏文書を活用すれば、福島事件の研究は一層の發展をみることであらう。

(7) 原口敬明氏によると、「暴民反跡」はコンニャク版で福島縣廳および國會圖書館三島文書に所藏されているといわれている。また、同氏は、それは政府部内に配布されたものではなく、三島縣令から大審院へ提出されたものと推定しておられる(前掲文化全集・解題・一二頁)。「若松一件」附屬文書に綴り込まれている「暴民反跡」も同じくコンニャク版で、高等法院豫審判事岩谷龍一の印が捺されている。私もそれが大審院(正確に言えば高等法院)への提出書類であるとする原口氏の推定を支持したい。

(8) 前掲拙稿・二二頁および二六頁の註25参照。「事實始末」は玉乃も所藏し、その死後、辯護士高橋捨六氏の有に歸したというが、現在の行方はわからない。「若松一件」附屬文書に綴り込まれているものがむしろ原本で、玉乃が持っていたのはその寫本であらう。

(9) 「若松一件書類」

(10) 「自由黨史」中卷(岩波文庫版)・二〇〇頁。

(11)(12) 下山・前掲論文・歴史學研究一八七號、二三—二四頁。

(13)(14) 「若松一件」附屬書類・第八卷。

(15) 同前・第六卷。

自由黨福島事件に關する二、三の資料

(16) 同前・第八卷。
(17) 同前・第六卷。

凡例

- (1) 朱書の部分はゴジツクであらわした。
- (2) 字句の配列は、なるべく原本の體裁をこわさないように努めたが、印刷の都合で若干變更した個所もある。
- (3) 兇徒聚衆を兇徒囂聚と書かれている個所がかなりある。「囂聚」の熟語からの誤記と思われるが、そのままにし、とくに(ま)の註記を省略した。

(一) 喜多方事件處分見込案

抑モ此事件タル自由黨ノ教唆ニ原因シ煽動ニ蜂起シタルモノナレハ尋常ヲ以テ目ス可カラサルハ素ヨリ自由黨ハ一ノ準備政黨ニシテ明治廿三年前ト雖モ立憲政體ニ變革セントスルノ目的ヲ有スルコト前事蹟ニ灼然タルヲ以テ此事件ヲ教唆シ煽動スル亦偶然ニアラスシテ必ラス求爲スル所ナカルヘカラス然ルニ爰ニ論者アリ彼レノ所爲ハ兇徒聚衆ニシテ國事犯ニアラスト而シテ其理由ヲ問ヘハ唯タ證據ノ薄弱ナルヲ嘆スルノミ凡ソ事ヲ處スルニハ形蹟ニ顯ハレタル所ノミヲ以テスルモノアリ又其意思ヲ問フモノアリ而シテ國事犯ノ如キ

ハ最モ其意思ヲ問フモノニシテ形蹟ノミニ據ラサルモノナリ然ルヲ論者カ證據ノ薄弱ナルヲ嘆スルモノハ之レ形蹟ノミニ偏シテ其意思ヲ問ハサルモノカ苟モ然ラスンハ何ソ證據ノ薄弱ナルヲ嘆セン夫レ此事件ノ目的タル獨リ道路開鑿ノ一點ニ止マラス進テ政治ノ改良ヲ望ムトハ事務總理赤城平六ヨリ押收シタル特別内規則第一條ニ明言セル所ニシテ而シテ此規則タル自由黨ノ一人ナル中島友八等ノ編成ニ係リ各地ヨリ來集シタル自由黨衆ノ遵守シテ敢テ破ラサル所ナリ此規則ノ目的タル自由黨ノ目的ト同一ニシテ敢テ^(まき)差ナキナリ故ニ其之ヲ教唆シ煽動スルノ目的モ亦此規則ノ目的ニシテ此規則ノ目的タル此事件ノ目的ナリ此事件ハ自由黨ノ釀成シタルモノナリ自由黨此事件ヲ釀成ス豈ニ國事犯ニアラスシテ何ソヤ政治ノ改良ヲ目的トシテ暴動ヲナス朝憲ヲ紊亂スルモノト云ハスシテ何ソヤ之レ論者ハ形蹟ニ偏シテ其目的ヲ問ハサルカ故ナリ若シ夫レ彼レヲシテ國事犯ニアラストセハ兎徒聚衆ノ罪モ亦之アルヘキノ理ナク之ヲ兎徒聚衆トセハ則チ國事犯タルコト前陳述ノ如クナリトス今此事件ノ蜂發シタル大源ヲ案スルニ明治十五年七月廿五日ヲ以テ字田成一ヨリ岡野知莊外三名ニ宛テタル書翰^{後事蹟ノ第一ナ(註1)}ル第一號^{參觀}ヲ以テ田母野秀顯ヨリ福島無名館ヘ送リタル報告書^{同上(註2)}ニ其成一ノ書翰ニ曰ク^上略目今我地方ニ於テハ彼ノ六郡連合會ニ於テ決シタル道路開鑿事件ニ付官廳ハ議會ノ決議ヲ蹂躪シ實ニ專恣橫行ノ所斷

ニ出テタリ^中人民ハ大ニ不穩ノ有様ニテ其命ニ服從セス大沼郡ノ如キハ當初ノ議員選舉ノ事ニ付權利剝奪ノ訟ヲ爲サント當時四十餘村ヲ結合シ居レリ此機ニ當リ我々ハ火急ニ六郡ノ臨時會議ヲ興シ前決ヲ施行セサルノ罪ヲ責メ併セテ前決議ヲ廢滅セシムルノ約束ヲ成シ議員ハ過半以上ノ同意ヲ得來ル廿七日ヲ以テ此事ヲ舉行スルノ場合ニ候ト^下略又其秀顯ノ報告書ニ曰ク喜多地方有志ハ我地方有志ニ比スレハ偶人トモ謂フヘキ狀態ナリ道路開鑿等ノ件ニ付テハ縣廳ハ勿論都役所ノ吏員等ニ至ル迄壓制抑壓ヲ以テシ人民ヲ御スルコト牛馬ヨリモ尙ホ甚タ敷有様ナリ左迄此ノ如キ事ニハアラサルヘシト思^(まき)ヘシモ實地ニ就テ驚キ且ツハ切齒扼腕ニ耐ヘサル事共ナリ然ルニ地方有志者ハ左程感スル所ナク何ノ爲スヘキコトモナク自由黨ノ事務所ヲ窺フレハ事務者ハ自由新聞ノ配達ニ過ギサルノミ^中略吾政府ハ一令一法ヲ出スコトニ益々抑壓專制ヲ極メ眼前ニハ我縣ノ壓制ヲ直接ニ受ケアルノ今日ニシテ愈吾黨カ合シテ爲スヘキノ時ナリ^中略當地道路開鑿事件ニ付テハ議決ヲ破リタル件々アルカ爲メ該會規則ニ因リ過半數ノ議員連署ノ上臨時會開設ノ事ヲ六郡長ヘ請求セシ處郡長指令ニ曰ク書面ノ趣難應請求候事トノ指令ヲナシタリト於此乎河野廣中等ノ干渉スル所トナリ明治十五年九月ヲ以テ山口千代作出京ニ際シ共ニ之ヲ談合シ密カニ又總理板垣退助等ニ謀リ彌々結テ解ケサラシムルノ策ヲ設ケ明治十五年十月廿五日ニ至リ總理板垣退助諮問後藤

象次郎ハ上略將來ノ事柄ニ付御相談申度儀有之候間何卒御操台ヲ以テ
 明廿六日御夕飯濟ヨリ拙宅マテ御來車被成下度下略トノ書翰後事蹟ノ
 第三號ノ註3ヲ寄セ河野廣中山口千代作岡田健長ヲ會シ以テ不軌ノ陰謀
 一見合セ註3ヲ爲シ機ニ乘シテ事ヲ擧ケントシタルヤ明治十五年十一月二日付寧
 靜館報告書後事蹟ノ第一ナル註4
 第三號ノ二見合セ安積戰等ノ供述ニ照ラシテ瞭然タリ故
 ニ明治十五年十月廿九日福島無名館ヨリ部下黨衆ニ發シタル所ノ報
 告書後事蹟ノ第一ナ
 第四號見合セニ河野君モ不日歸館ニ付テハ御協議ヲ要スヘキ
 急要事件モ可有之ト被考候間御報道次第御出福相成度且ツ當時出張
 中ノモノモ一旦歸館ノ積ニ付出張ノモノハ豫テ此邊御傳ヘ相成度候
 トアルハ之レ其陰謀ヲ通セントスルモノニシテ河野廣中ノ陳述ト安
 積戰ノ供述ト相違ノ廉之アリト雖モ河野廣中ノ陳述ハ虛ニシテ安積
 戰ノ供述ノ實ナルコト此ニ於テ疑ヒヲ容ルヘカラス何トナレハ河野
 廣中ノ陳述タル歸館福島無名館ニ歸
 リタルヲ云フ後佐藤田母野太田等ヲ會シ道路
 事件ノ處分方法ヲ評議シ道路費ヲ出ササレハ公賣處分ヲナスニ相違
 ナシ其時ハ人民ニ替テ之レカ答辯ヲ爲シ官吏之ヲ聞カサレハ必ス財
 産ヲ掠奪スルニ相違ナシ其時ハ官吏ヲ縛シテ警官ニ送ルヘシ左スレ
 ハ帝政黨員カ應援ス然ルトキハ該黨ヲ攻撃驅逐シ目的ヲ貫クヲ得ヘ
 シ之政黨ノ争ニシテ表面恥ル所ナク革命主義ノ目的ヲ達スル第一策
 ナルヘシ等ノ議ヲナシタルコトナク山口千代作ニ於テ過激ノ論ヲ吐
 キタルコトアルモ却テ之ヲ排撃シタル程ナレハ斯ル無暴ノ事ヲ云フ

ヘキ管ナントノ趣意ナリト雖モ然モ山口千代作ノ如キハ共ニ總理等
 ト相談リ爾來其事ニ盡力スルモノナレハ其所爲必ス一途ニ出テ敢テ
 矛盾スヘキノ管ナキヲ以テ其山口千代作ノ言ハ當時ノ陰謀ヲ□出セ
 シモノト看認メサルヘカラス果シテ然ラハ安積戰ノ供述ニ前陳ノ如
 ク河野廣中ニ於テ畫策シ皆ナ之ニ同意シタルトアルハ實ニ信ヲ措ク
 ニ足ルナリ然リ而シテ福島無名館ヨリ部下黨衆及ヒ東京寧靜館等ニ
 送リタル報告書後事蹟ノ第一ナル
 第六號第十一號第十二號第五號
 第六號第十一號第十二號參觀ノ如キハ多クハ不實
 ノ事ヲ書シ官吏ヲ譏誣シ民心ヲ鼓舞シ以テ大勢ヲ起サントスルノ情
 況アルノミナラス其第十二號新合村事務本部ヨリ福島無名館ニ送リ
 タル書翰ノ如キハ既ニ暴動ニ及ハントスルノ勢アリ又平島松尾ヨリ
 吉田光一ニ送リタル書面後事蹟ノ第一ナ
 第十號見合セノ如キ若松ノ事件ハ別紙ノ
 通りニ付結局御洞察御用意可然トアリ是ヨリ先キ東京自由黨幹事ヨ
 リ平島松尾佐藤清門奈茂次郎ニ宛テ送リタル文書後事蹟ノ第一ナ
 第十號見合セニ
 再度ノ御飛報ニテ貴地暴壓無狀ノ有様逐ニニ詳知悲憤不堪ヘス候就
 テハ中略不取敢都下在來ノ壯士荒尾某以下三名荒尾覺藏川口清忠
 小川又雄岡本正榮派遣
 御協力候様申合候中略猶從跡追々豪士ノ俊曹續々出立爲致候間益御作
 興御盡力可然下略トアリ又右幹事宮部襄ヨリ平島松尾河野廣中岡田健
 長門奈茂次郎等ニ送リタル手束後事蹟第一ナ
 第八號見合ノ略ニ爲國家御奮勵被
 成候旨欣喜感佩不堪ヘス過日ハ當地ヨリ壯士發途最早參着可相成ト
 想察致候却說兼テ秋田地方ヘ巡曆（まま）志士齋藤壬生雄小勝俊吉ノ二士

中略 早速貴地へ向ケ出立致候様斟合候處唯今齋藤ヨリ電信ニテアシタ
 フクシマヘムケタツト返事有之參着ノ上ハ萬事御打合等有之候ハ、
 必ス御助力ニモ相成ルヘキ事ト想像致候略下
 トアルカ如キ又佐藤清ヨ
 リ今泉杏庵永矢三郎ニ宛テタル書面後事蹟ノ第一ナニ敢テ不潔不良
 ノ國家ヲ改革シ自由ノ大道ヲ顯生シ由テ以テ東北ノ士氣ヲ勃興セン
 トスルヤ年已ニ久シ然ルニ今回會津方面ニ少々争擾ノ氣味有之汪生
 馳ケ向フヘキ手筈ニ有之或ハ案外ノコトモ有之ヘキヤ宜シク御配慮
 ヲ乞フトアルカ如キ愈々陰謀ノアル處ヲ知ラシムルモノニシテ其爲
 ス所一トシテ此點ニアラサルハナシ是ニ由テ之ヲ觀レハ彼等ノ所爲
 ハ國事犯ニシテ兇徒聚衆ニアラサルコト萬々信シ得ラルヘキモノト
 愚考シテ止マサルナリ然リト雖モ無智ノ愚民ニ至リテハ貪欲主義ニ
 アラサレハ家貧ニシテ道路費用ヲ出タスニ苦シムノ徒ニシテ素ヨリ
 彼等ノ誘導ニ出テ敢テ其陰謀ヲ知ルモノニアラサレハ一概ニ國事犯
 ト爲スヲ得ス故ニ今其人ト證據トニ就キ之ヲ判別スル左ノ如シ

板垣退助

後藤象次郎

右ハ前事蹟ノ第十號證ト後事蹟ノ第一ナル第三號證トヲ以テ刑法
 第二百一十一條第一項ニ該ルモノト推測ス

島本仲道

竹内綱

右ハ後事蹟ノ第一ナル第三號證ノ第十三號證ト前事蹟ノ第十一
 號第十五號證トニ據リ刑法第三百二十一條第一項ニ該ルモノト推測ス

宮部 襄

森脇直樹

河野廣中

岡田健長

山口千代作

長坂八郎

小勝俊吉

右ハ前事蹟ノ第十一號證ト後事蹟ノ第一ナル第三號證第七號第八號
 第十三號證及ヒ河野廣中豫審ニ於テノ陳述トニ依リ刑法第三百二十一
 條第二ニ該ルモノト推測ス

佐藤 清

宇田成一

杉山重義

平島松尾

赤城平六
門奈茂次郎
河野廣體
吉田光一
五十嵐武彦
瓜生直七
中島友八
原平藏
安積戰
荒尾覺藏
岡本正榮
伊賀我何人
山口重脩
愛澤寧堅
植田勇知
川口清忠
小川又雄
影山正博
大木權平
佐治幸平

松井助一
田母野秀顯
東條清記
加藤惣松
赤城小市
右ハ後事蹟ノ第一ナル第七號^(註27)第八號^(註28)第九號^(註29)第十一號^(註30)第十二號^(註31)證ト
實地ノ情況共犯人ノ陳述及ヒ其舉動トニ依リ刑法第二百一十一條第三
項ニ該ルモノト推測ス

(註1)(註2) 後事蹟第一の第一號證

別紙ハ喜多方事件ノ發生スル大源ニシテ是ヨリ福島無名館ニ
移リ延テ東京寧靜館ノ干渉スル所トナリ第三號第四號證ニ推測
スルカ如ク遂ニ今日ノ結果ヲ致シタルモノト信セリ而シテ斯ク
彼等ノ此所爲アルモノハ時恰モ大旱ノ雨ヲ待ツノ機ニ投シタル
モノニシテ抑モ前事件蹟^(まき)ノ第十一號證ノ文意ヲ案スルニ夫ノ朝
鮮事件ヲ奇貨トシ外患ニ乘シテ其主義目的ヲ達セントシタルノ
情況紙面ニ溢レ國政ヲ變革セント企圖シタルノ形蹟顯然タリ然
レトモ當時彼等ノ意表ニ出テ遂ニ平和ノ局ヲ結ビタレハ彼等大
ニ失望シ示後猶ホ謀ル所アリテ名義ヲ求ムルニ汲々タリシヲ以
テ宇田等當初的タル縣治ノ防害ヲ爲スニ止マリ敢テ干戈ニ訴
スルノ思想タモアラサルベシト員^(まき)トモ彼等ノ以テ渴望シ宇田等
モ亦黨員ノ壹人ナレハ山口千代作等ノ出京ニ際シ俄然其目的ヲ
變シ陽ニハ正理ニ訴フルヲ名トシ陰ニハ干戈ノ準備ヲナシ以テ

其機ヲ待チシニ因ルモノト思考セリ

(手塚註・別紙) 福島無名館ニ於テ差押タル宇田成一ヨリ平島松尾外三名ニ宛テタル書面ノ寫

愈御多祥御憤勵ノ段大賀ニ候扱花香氏ヨリ御報道ニ寄レハ當八月上旬ヲ以テ臨時縣會開設可相成旨御通牒有之候處目今我地方ニ於テハ彼ノ六郡連合會ニ於テ決定シタル道路開鑿事件ニ付官廳ハ議會ノ決議ヲ蹂躪シ實ニ專恣橫行ノ所斷ニ出タリ其次第ハ彼六郡連合會ニ於テ議定シタル施行手續ノ明文ニ於テハ國庫下附金ノ懇請許可ノ上ハ該工事ハ縣廳ニ請フテ行フヘシトノ事ニシテ若シ國庫下附金ノ懇請ニ副フノ許可無之上ハ該工事ハ後年ニ延スモ可ナルモノニシテ國庫金許可ノ場合ニ於テハ更ニ議會ヲ開キ工事ノ豫算及査定ノ順序並ニ夫役使用法等ヲ定メ而テ實施ハ官廳ニ依頼スヘシトノ事ニ有之候處六郡々長ハ其施行手續ノ決定書ヲ各人民ニ示サス私斷ニモ去ル六月廿九日ヲ以テ三方ノ道路ヲ査定シ近々工事ニ着手スルノ差示ヲナシ已ニ經過シタル所ノ五六兩月分ヲ代夫賃金ニシテ徴收致旨嚴命ヲ爲シ目下郡吏ノ村々ヲ巡回シ實ニ苛酷ノ督促ヲナスニ當リ人民ハ大イニ不穩ノ有様ニテ其命ニ服從セス大沼郡ノ如キハ當初ノ議員選舉ノ事ニ付權利剝奪ノ訟ヘテ爲サント當時四十餘村ヲ結合シ居レリ此機ニ當リ我々ハ火急ニ六郡ノ臨時會議ヲ興シ前決ヲ施行セサルノ罪ヲ責メ併セテ前決議ヲ廢滅セシムルノ約束ヲ爲シ議員ハ過半以上ノ同意ヲ得來ル廿七日ヲ以テ其事ヲ舉行スルノ場合ニ候如此際ナレハ縣會ト一同ニ遭遇スアラハ兩事ヲ満足スル能ハス故ニ是非トモ若松地方六郡ノ臨時會ヲ先キニシテ而シテ縣

會ニ赴カントヲ欲ス若松地方ノ開鑿ノ如キ專ラ縣會ノ與カル所アリト認ムルアリ故ニ若シ若松地方ノ事ハ縣會ト一時ニ際ルアラハ我若松地方ノ我黨議員ハ縣會ニ參集スル克ハサル事ナレハ何分兄等ノ御盡力ヲ以テ縣會ニ於テ參集議員過半数ニ至ラサル様御盡力被下度候尙ホ委細ノ儀ハ後報申讓候 右ハ出先キ早々不一

七月廿五日

宇田成一

花香恭次郎君

平島松尾君

酒井文雄君

岡野知莊君

當時小生ハ本文ノ事件ニ數日間各郡巡回本日漸ク議員ノ申合ヲ整ヘ若松ニ罷出候 尙明日ハ各郡議員總代一同委員郡長ヘ臨時會開設ノ義ヲ申立ツルノ手筈ナリ

(手塚註・別紙) 福島無名館ニ於テ差押タル田母野秀顯關係書類ノ寫

喜多方地方有志ハ我地方有志ニ比スレハ偶人トモ謂フヘキ狀態ナリ道路開鑿等ノ件ニ付テハ縣廳ハ勿論郡役所ノ吏員等ニ至ル迄壓制抑壓ヲ以テシ人民ヲ御スルコト牛馬ヨリモ尙ホ甚ダ敷有様ナリ左迄如此事ニハアラサルヘシト思ヘシモ實地ニ就テ驚キ且ツハ切齒扼腕ニ耐サル事共ナリ然ルニ地方有志者ハ左程感スル所ナク何ノ爲スヘキコトモナク自由黨事務所ヲ窺フレハ事務者ハ自由新聞ノ配達ニ過キサルノミ實ニ吾輩モ歎息セリ今日ニ至テ安瀨敬藏ノ喜多方地方ニ在テハ統御ノ力アリシコトヲ願

(手塚註)

ハル同人ノ在驛中ハ百事如斯ノ状態ニハアラサルナリ又黨派上ノ事ニ付テハ唯ニ地方團結ノコトノミニ大ニ力ヲ致シ議論ハ明治七八年ノ議論ヲ述ヘ實ニ政黨ノ何者タルヲ未ダ了知セサルヤト思フハカリナリ且ツ吾輩ノ最モ任スル所ノ新聞株金募集ノ件ハ誰有テ之ニ盡力セントスルモノナク却テ福島ニ新聞ヲ發スルナラ我喜多地方地方ニテハ雜誌ヲ發兌センナトト抵抗ノ姿アルノミナラス些少ノ事迄意ニ想フテ曰ク福島地方部ヨリ通信等ハ我部ニ對シ命令書ノ如キ失敬ノ文意ヲ送リタリ故ニ黨員等甚タ不満ヲ懷キ居レリ杯ト笑止ニ堪ヘサル事共ノミ意恨ニ思ヒ居レリ吾輩奮然トシテ論シテ曰ク喜多地方有志者ハ政黨ノ何者タルヲ知ラス明治六七年ノ結社トカ或ハ地方團結トカノ議論ヲ述ヘ居ルノ今日ニハアラサルヘシ吾政府ハ一令一法ヲ出スコトニ益々抑壓專制ヲ極メ眼前ニハ我縣ノ壓制ヲ直接ニ受ケアルノ今日ニシテ愈吾黨ハ力ヲ合シテ爲スヘキノ時ナリ且ツ當時方ハ(會津地方) 帝政黨ノ興ルアリ實ニ至難ナル地ニシテ有志者ハ何レノ地ニ比較スルニ喜多地方有志者程ノ微弱ナルヲ視ス恐クハ此微弱ナル有志者ニシテ帝政黨ト抵抗スル力ナキハ必然ナリ況ンヤ縣治ノ壓制ヲ除クコトニ於テテヲヤ(以下略)

當地道路開鑿事件ニ付テハ議決ヲ破リタル件々アルカ爲メ該會規則ニ因リ過半数ノ議員連署ノ上臨時會開設ノ事ヲ六郡々長ヘ請求セシ處郡長指令ニ曰ク書面ノ趣難應請求候事トノ指令ヲナシタリ

八月十五日認ム
無名館御中

秀 顯

自由黨福島事件に關する二、三の資料

(註3) 後事蹟第一の第三號證の一

別紙書束ヲ案スルニ第四號證第二項ノ出ソル原因ニシテ這回事件ノ陰謀タル蓋シ此ノ時ニ於テ成立タルモノト推測セサル可ラス何トナレハ山口千代作ノ出京シタルハ道路開鑿不服ノ廉ヲ訴訟ニ附シ勝敗如何ノ鑑定ヲ求ムル爲メナリトハ河野廣中カ自供スル所ニシテ本部彼等ノ舉動ト安積職ノ陳述トニ據レハ其之ヲ推測スルニ充分ナルヲ以テナリ

又別紙報告書ハ總理洋行ニ付テ常議員等相會シ後事ヲ議リタルモノニシテ其全文ヲ熟視スニ喜多方事件ノ生出スル亦此時ニアリト推測ス何トナレハ總理カ諮問等ニ於テ河野廣中山口千代作岡田健長等ヲ會シ内密ノ評議ヲナシタルハ前項ニ付テ見ル所ニシテ此會議ト脈絡相通スレハナリ

(手塚註・別紙) 板垣退助外壹名ヨリ河野廣中外二名ヘ宛タル書面ノ寫

拜啓 陳者將來ノ事柄ニ付御相談申度儀有之候間何卒御繰合ヲ以テ明廿六日夕飯濟ヨリ拙宅マテ御來車被成下度此段御相談迄如此ニ御度候

十月廿五日

高輪南町十八番地

後藤象次郎
板垣退助

河野廣 中殿
山口千代 作殿
岡田 健殿

七一 (一七)

追テ岡田氏御名前前失念致候間乍失敬相略候也

(註4) 後事蹟第一の第三號證の二は、十五年十一月八日附無名館文書であつて、本文にあるごとき十五年十一月二日附寧靜館報告書ではない。後者に該當するものは後事蹟の中に見當らない。疑問としておく。なお、第三號ノ二は、後出・註16・参照。

(註5) 後事蹟第一の第四號證

別紙第二項へ前第三號ヨリ出ル所ニシテ當時ノ陰謀ヲ通セシ爲ナリト思惟ス若シ夫レ是ヲ證セントセハ河野廣中安積戰等ノ供述ヲ見ルヘシ

(手塚註・別紙)

一 過日若松ニ事アリシ旨風説ノ儘御報道ニ及ヒ早速佐藤清鎌田直造ノ兩氏ヲ派出セシカ異變ナキ由電報アリタレハ同地ニテ何ニカ些少ノコトアリシヨリ縣廳ニ報スル所アリシカ例ノ疑心暗鬼ヲ生シスハ事ヨト狼狽セシモノニ可有之候間左様御承知アリタシ

一 河野君モ不日歸館ニ付テハ御協議ヲ要スヘキ急用事件モ可有之ト被考候間御報道次第御出福相成度且ツ當時出張中ノモノモ一旦歸館ノ積ニ付出張ノ者へハ豫テ此邊御傳へ相成度候右及御報道候也

明治十五年十月二十九日

無名館

(註6) 後事蹟第一の第二號證

別紙ハ福島無名館ヨリ喜多方變事ヲ其部内黨衆ト東京寧靜館即チ其本部へ通シタル處ノ報告書ナリ然レトモ此明治十五年十月二十一日ニ在テハ更ニ其狀況タモアルコトナク全ク無實ノ事

ナリトス夫レ此不實ノ報告アルハ一時ノ浮説妄信セシニ因ルカ將タ他ニ不實ノ通信者アリテ以テ之ヲ傳ヘタルニ因ルカ抑モ又兇徒等ト通謀シ豫テ其時日ニ於テ暴舉ヲナスノ約アルニ因ルカ太々解シ難シト雖モ其文意ヲ熟考スレハ事素ヨリ通謀ニ出ツルカ或ハ渴望スル所アルヨリ一時ノ虚謀ヲ輕信シテ茲ニ至リタルモノト信セリ

(手塚註・別紙)

去ル廿一日ヨリ耶麻郡喜多方ニ事起リ遂ニ若松ニ至リ警察署ヲ破リタリトテ已ニ昨日ヨリ警部巡查等大概出張ス這ハ彼ノ壓制ニ堪ヘ兼ネ事此ニ及ヒシナルヘシ人數凡ソ千五百人内外ナリト就テハ當地ヨリモ人ヲ派セタリ委細聞承次第報スヘシ諸君宜シク諒スル所アルベシ右ハ傳聞ノ儘及御報候

明治十五年十月廿三日

無名館

(註7) 後事蹟第一の第五號證

別紙ハ無名館ヨリ部下黨衆及ヒ東京寧靜館ニ送リタル所ノ報告ノ一ニシテ暗ニ官吏ヲ誣ヒ民望ヲ失ハシメントスルノ意ヲ含メルモノナリ

(手塚註) 別紙は、「暴民反跡」乙の第十三號證と同じであるから省略した。前掲明治文化全集・第十四卷・三〇六頁参照。

(註8) 後事蹟第一の第六號證

別紙モ亦前號ニ同シ。
(手塚註・別紙) 杉山重義ヨリ無名館ニ宛タル書面ノ寫

短日ノ爲メ譏日五里ノ行程モ意外ノ遅々ナリ二本松ニ着セシハ已ニ薄暮ヲ餘程過タル頃ナリシ同夜ハ平島君カ邸ニテ懇待ヲ蒙リ翌朝未明ニ同所ヲ出發ス此日朝ノ内ハ天氣晴朗ナリシモ熱海ヲ過クル頃ヨリ陰雲漠々山嶺ヲ圍繞シ北風凜烈微雪面ヲ掠メ寒氣云フ可カラス午後四時少シ前山湯ニ着ス豫テ生等ハ陸路關都ニ掛リ六角氏ヲ訪フノ積リナリシカ前日以來ニ暴風ノ爲メ汽船ノ往復モ休ミ居リシニ生等此所ニ來リシトキ漸ク風波穩ナリタルヲ以テ解纜セントスルノ折柄ナリシニ依リ固ヨリ前途ヲ急ク事故寧ろ船路ノ便ヲ取ルノ優レルニ若カスト澤田君ト相談シ乗船牌ヲ購フテ船ニ入り待テ少シ許汽笛一聲錨ヲ拔ヒテ船山灣ヲ發ス薄暮戸ノ口ニ着シ一羈亭ヲ求メテ投ス此夜同泊ノ旅客ニ河沼郡坂下町ノ商人ニシテ頗ル道路開鑿贊成ノ老人ニシテ頻リ(まき)ニジウ黨トテイセン黨トノ争ニ付テ話ス生澤田氏ト共ニ其景況ヲ探偵セシカ爲メワサト毫モ與カリ知ラサル爲シテ叩クニ今時ノ景況如何ヲ以テス彼生等ノ意ヲ解セスシテ喋々其必密ヲ漏ス其言ノ中ニ過日中島山口等ト共ニ道路ノ邪魔ヲセントテ三春ノ河野宇右衛門ノ息男(田母野氏トカ佐藤氏トカ)ノ來リシトキテイセン黨ノ人々ヲ巡查ハ劍銃ヲ携ヘ之ヲ片付クル爲メ五十人計坂下町ヘ宿セシ云々ノコトアリト險危々々生等如キ臆病者ハ之レヲ聞テ肝膽爲メニ寒シ同夜始メテ降雪夜明ケテ天再ヒ晴朗然レ共縣路泥濘頗ル行步ニ惱ム同日午後四時頃新合村ニ着セハ同村ハ人々皆ナ戸外ニ停止シ口耳相付シテ頻リニ相談スルモノノ如シ後トニテ聞ケハ郡吏ノ巡查數人ヲ從ヒテ人家ニ入り公賣所分ノ爲メ財産ヲ點檢シ其點數ヲ戸外ニ貼付スルノ暴行ヲ見ル

自由黨福島事件に關する二、三の資料

ナルヲ知レリ此暴行ニ付テハ山口氏ヨリ委曲御聞取被下度實ニ言語同斷血性アルモノ誰カ之ヲ見テ人性ニ同情同感ニ依ル切齒扼腕應分ノ力ヲ盡シテ之ヲ助ケント奮起セサルモノアランヤ何ソ其身ノ安危ヲ顧ミルニ違アランヤ同赤城氏ヲ訪フ氏家ニ在ラス實ハ探偵ノ嚴ナルカ爲メ宇田氏ト共ニ隣村某家ニ隱匿シテ事務ヲ取レルナリ其所ニ就キテ赤城宇田氏ニ遭フ二氏ノ盡力ハ云フ迄モナク當地人氣ハ頗ル宜シ此事丈ハ御安心アレ同鎌田眞造ハ一度放免ノ言渡ヲ爲シ又直ニ捕縛シテ若松ニ送ラレタリ同人カ委任狀一件ニ付山都村ノ佐藤恒八ト云ヘル人ハ巡查等ノ爲メニ勾引セラレ其威迫ニ堪ヘス夜中私カニ逃カレテ出テ町外レノ樹枝ニ縊死セリ實ニ悲慘ノ至極ニ達セリト云フヘシ委曲ハ山口氏ヨリ御聞取アレ最モ惡ムヘキハ遠藤直喜同象造ノ徒ノ人非人ナリ直喜ハ當時喜多方ニ在リ彼ノ上申書ノ草按委員ニ撰ハレ且ツ頻リニ有志結合ノ妨害ヲナセリ惡ムヘシ其面ニ唾スヘシ其頭ニ糞スヘシ最早説ケトモ何程面責スルトモ其腸腐レリ其詮ナシ蕃生處分ヲ施スノ外致方ナシ實ニ獅子心中ノ蟲トハ彼ノ直喜ノ徒カ當村ノ如キハ郡吏等二十人餘ノ巡查ヲ卒ヒテ出張ス人心胸々物情驟然恰カモ戰場ノ如シ土地買上強迫ノ事ニ付郡役所(まき)ヘ掛フヘキコトアリ澤田氏此衝ニ當ル譯ニ同氏ハ當村ニ帶留生ハ明朝未明ニ當地ヲ出發シ若松ニ出テ告訴等ノ手續ヲナシ直チニ高田ニ掛リ大沼郡地方ヲ盡力スル積リナリ大沼郡ノ山中強迫ハ當地ニマサル萬々ナリ

右ニ付同地ヨリ相談ニ來リタリシ人アルヲ以テ之ヲ同伴ス之レ又委細ハ山口氏ヨリ御聞取アレ當地ノ景況切迫セルヲハ先ツ

前述ノ如シテ實ニ以前豫想スル處ニ百倍セリ唯タ勤ク人ノ少
ナキニ苦ム至急決死ノ人ヲ遣サレ度々我黨中豈米ヲ助クルノ
「ラフヘット」ナントセンヤ況ンヤ其直接ノ利害感情ヲ同フス
ル亦タ亞多刺海ヲ隔ツル新界ニ於ケル佛人ノ若キニアラサルニ
於テヲヤ勉メヨヤ罷メヨヤ
(原註十一月十二日ナラン)
十二日薄暮

無名館

重 義拜

愛兄各位

(註9) 後事蹟第一の第十一號證

別紙ハ第五號等同シク官吏ヲ誣ヒ民望ニ背カシメ以テ大勢
ヲ起サントスルモノナリ即チ不軌ノ材料ニ供セントスルモノナ
リ

(手塚註・別紙) 無名館報告書

若松ハ前回報道セシ事情ニ付追々黨員派出致シ尙ホ本部ヨリ
差回サレタル荒尾其他ノ諸氏ト共ニ數名同行出張ス而シテ同地
ノ景況ハ益々甚シキニ至レリ左ノ一二件ニテ御諒察アレ
一 不當ナル道路費徴收説諭モ充分ナラサルヨリ彼等(官吏巡
査帝政黨類)ハ彌々公賣處分ト決シ村民ノ分疏哀願猶豫ヲ乞フ
ト家内ノ不在トニ拘ハラス家財ノ調査封印ニ着手(甚タ數ハ
農具牛馬ノ類迄)シ數村到ル處公賣處分ノ揭示アラサルハナリ
(甚タ數ハ一村數戸)而シテ揭示日限五日ヲ過クルヤ否ヤ郡吏
巡查數十人ハ隊ヲナシ部ヲ分チ落札人ヲ引連レ無理々々家財ヲ
掠奪シ去ル十九日迄ニ六ヶケ村ニ及ベク公賣處分ニ付村民中ノ一

人ノ入札ナキヲ以テ山形邊ヨリ引來リシ道路開鑿土方ニ入札サ
セ最低價ニ拂下ケタリ疊ハ壹枚三四錢戸板類モ同斷戸棚ノ如キ
ハ五六錢板壹俵三十五六錢ナリト不當ノ價モ餘リアリ
一 殘忍酷薄ノ餘リ七出ノ童子迄モ奮激セシ一美談アリ彼ノ米
國ボストンノ少年ニモ劣ラサルヘン所ハ河沼郡尾野本村ノ公賣
處分ハ實ニ甚タ數郡吏巡查數十人日々隊ヲナシテ強迫セシカ本
月七日右ノ一隊家産取調トシテ戸長役場ニ押シ來リ村民ヲ威嚇
強迫スルヲ傍觀シ子心ニモ其殘忍ヲ積リ十人計ノ兒童口ヲ揃ヘ
テ郡吏巡查ヲ罵リテ已マサレハ巡查奮然トシテ怒リ洋刀ヲ閃カ
シシカハ兒童モ爲メニ散亂セシカ一人ノ兒童走テ家ニ歸リ庖刀
ヲ取テ額ヲ三ヶ所迄切り付ケ直ニ家ヲ飛出テシニ家内ノ者ハ驚
キテ之ヲ扣ヘ其由ヲ糾セシニ此庖刀ノ切レ味ニシテ此ノ如キ彼
ノ巡查ノ洋刀何程カアル再ヒ巡查ヲ罵ル所アラントセシナリト
是則七出ノ童兒同村五十嵐藤八長男某ナリ
一 耶麻郡山都村佐藤恒八ナルモノ拘引セラレシカ強迫且ツ甘
言ヲ以テ先般縛ニ就キシ當地派出員鎌田直造ハ該村ノ總代ニ依
頼セサルコトニ自白セシメシカ村民大ニ奮激シ現在總代ト頼ミ
シ鎌田氏ヲ陥ルニ至リテハ實ニ言語ニ絶ヘタル不義モノナリト
該村民ハ舉テ鎌田氏ニ頼ミタル誓書ヲ總理(大總代)ニ差出
シタルニヨリ恒八ハ慚愧ニ堪ヘ兼直ニ前ノ虛妄ナル旨ヲ自首セ
シカ直ニ縛ニ就キ苛責ノ痛苦ニ堪ヘサルノミナラス鎌田氏ニ對
シテ今更面目ナントテ痛懲自ラ禁スル能ハス只此上ハ一死以テ
一ハ鎌田氏ニ謝シ一ハ強迫威壓ノ甚シキコトヲ公布シテ他ノ懦
夫惰婦ヲシテ立タシメント欲シ半夜勾留所ヲ脱シテ松枝ニ縊レ

テ死セリ

右ノ次第二付人心益々奮激シ團結彌々鞏固恰モ積薪燃テ火ヲ點セサル前ノ如シ此上如何ナル局ニ至ルヘタヤ宜シク御察シアルヘシ

十一月廿三日

無名館

(註10) 後事蹟第一の第十二號證

別紙モ亦前號ト同一ニシテ新合村事務本部(國賊等ノ巢窟ナリ)ヨリ福島無名館ニ送リタル報告書ニシテ陰謀彌々豫備ト化シタルヲ證スルニ足ル而シテ其之ヲ筆記セシモノタル福島無名館ヨリ派出セシ杉山重義ナルコトハ明治十五年十二月豫審第二次ノ訊問ニ對シ彼自ラ申述スル所ナリ

(手塚註)——別紙は庄司氏の著に覆刻されているので省略する。庄司・前掲書・三二〇—三二一頁参照。)

(註11) 後事蹟第一の第十號證は、平島より吉田への書面ではなく、それは第一の第九號證の二である。

別紙ハ陰謀ノアル所ヲ知ラシムルモノナリ。

(手塚註・別紙) 平島松尾ヨリ吉田光一ニ宛タル書面ノ寫

若松ノ事件ヘ別紙ノ通ニ付結局御洞察御用意可然候

却説縣令御地出向ノ節彼ノ老母ニ金員惠マレシ談ヘ委曲田母野氏ヨリ承知致候右ハ河野氏歸館ニ付去ル^日御相談致スヘクトハ存候ヘトモ御互此事アルヲ知ツテ今ニ此處分ナキハ恥入リタルコト且ツ同氏立腹モ如何ント被察候間寧ロ後ロニ發覺スルモ知ラサル爲シテ速ニ彼レニ報ニルノ手段ヲ施スコソ簡要ト存候

自由黨福島事件に關する二、三の資料

就テハ書金ニ倍スル位ノ品物ニテモ返ス外アル間敷當方ヨリ幾分御送金致度候ヘトモ御承知ノ都合殊ニ若松事件ニテ費用モ相嵩ミ必至困難候間何卒御地ニテ御操合^(手塚)至急御措置仰キ入り候也

十一月廿一日

平島松尾

吉田光一様

二伸 河野氏ハ當時福島滞在中

臨時縣會請求ハ詮議ニ及ヒ難シトノ指令ナリ

新聞ノ株金未タニ取纏ラヌ何共差支候間其地ノ分丈ケモ御取纏アルヲ乞フ尤モ田母野氏ヨリ相談ノ通りニ願上置候是ト申ス畢竟若松ノ事ニ大ニ之ヲ妨ケタリ

(註12) 後事蹟第一の第七號證

別紙ニ於テ前第三號第四號ノ陰謀ヲ實行シ已ニ豫備ニ着手シタルノ證據アリトス

(手塚註)——別紙は、十五年十一月十四日附、自由黨幹事より平島松尾、佐藤清、門奈茂次郎宛の手紙であるが、「暴民反跡」甲・第五號證の甲と同じであるから省略する。前掲明治文化全集・二八三頁参照。)

(註13) 後事蹟第一の第八號證

別紙モ亦前號ト同一ニシテ一層其力ヲ添ヘタルモノナリ。

(手塚註)——別紙は、十一月十七日附、宮部から平島、河野、岡田、門奈宛の手紙であるが、「暴民反跡」乙・第九號證と同じであるから省略する。前掲明治文化全集・三〇三頁参照。)

(註14) 後事蹟第一の第十二號證は、新合村事務本部より無名館

七五

(七五)

宛の報告書であり、佐藤より今泉、永矢宛の書面は後事蹟第九號證の一である。第九號の二は前出・註11・参照。

(手塚註・別紙) 耶麻郡新合村赤城平六方ニ於テ差押タル佐藤清ヨリ今泉杏庵外壹名ニ宛タル書面ノ寫

謹テ賀萬福遷生不似自ラハカラス敢テ不潔不良ノ國家ヲ改革シ自由ノ大道ヲ顯生シ由テ以テ東北ノ士氣ヲ勃興セントスルヤ年已ニ久シ然ルニ今回會津方面ニ少々爭擾ノ氣味有之遷生馳ケ向フヘキ手筈ニ有之候間左ニ御承知被下度或ハ案外ノ事モ有之ヘキヤ宜シク御配慮ヲ乞フ書餘唯諒察ヲ祈ルノミ

今泉 杏庵兄

佐藤 清

永矢 三郎兄

在福島縣耶麻郡新合村赤城平六方

謹啓過日被仰付候一條疾ニ相整候決心ニ有之候處萬事手違ヒ殆ント困逼ノ次第二御座候急速ノ義六ケ數候ヘトモ遠カラス右手配可仕候將タ俄然會津地方ニ用向出來罷越候間此間歸省モ不仕候時下嚴寒ニ向ヘ候間御自愛專要只是ノミ奉祈候也

十一月十九日

佐藤 清

御尊親様膝下

拙者在所ハ福島縣耶麻郡新合村赤城平六方ニ御座候

(註15) 前事蹟第十號證

別紙ハ明治十五年六月東京自由黨ニ開キタル秘密會議ノ趣旨ヲ傳ヘント欲スルモノニシテ其教員云々ノ如キハ現ニ集會條例ヲ犯シ政府ヲ蔑視スルノ一端ナリトス

(手塚註) 別紙は十五年七月二十五日無名館報告書であるが、「暴民反跡」乙・第十二號證と同じであるから省略する。前掲明治文化全集・三〇五—三〇六頁参照。

(註16) 後事蹟第一の第三號證の一は、前出・註3・参照。第三號證の二のみを次に掲げる。

(手塚註・別紙)

一 今般總理洋行ニ付後事ヲ議ランカ爲メ去ル日高輪後藤氏ノ邸ニ會セリ總理及ヒ諮問後藤ノ兩氏懇々後事ノ要綱ヲ囑ス谷重喜河野廣中星亨小林樺雄杉田定一島本仲道北田正董大井憲太郎其他ノ諸子及ヒ幹事共種々打合ヲ遂ケタリ右ニ付大ニ見ル所アルヲ以テ先ツ向後活動上ニ於テ支障アル所ノ條目ヲ盟約章程ノ内ヨリ抜キテ便利ノ目ニ改メ以テ有爲ノ組織ヲナサンカ爲メ近日總理諮問常議員幹事常備員ノ意見ヲ以テ之ヲ黨衆ニ謀ルヘシ深ク御配慮アランコトヲ切望ス

十五年十一月八日

無名館

(註17) 後事蹟第一の第三號證の一は、前出・註3、第三號證の

二は、前出・註16・参照。

(註18) 後事蹟第一の第七號證は、前出・註12・参照。

(註19) 後事蹟第一の第十三號證

別紙ハ第七號證ト同シク豫備ノ本象ヲ現ハセルモノナリ

(手塚註) 別紙は十五年十一月廿五日附、森脇直樹より河野廣中宛の手紙であるが、「暴民反跡」乙・第十一號證と同じであるから省略する。前掲明治文化全集・三〇五頁参照。

(註20) 前事蹟第十一號證

別紙三葉ノ中明治十五年七月三十一日付ノ報告書ノ末段ヲ案スルニ集會條例ヲ潛スルノミナラス其實力アル結合ヲ作ルヲ切望ストアルヲ見レハ前第九號證ト吻合シ當時東京寧靜館ニ開キタル秘密會議ノ趣旨一斑ヲ窺フニ足ル又其八月一日付ノ報告書ニ特ニ時ヲ利用セヨ國土ノ爲メニ機ヲ失フ勿レト書シテ○點ヲ付シ其八月二十三日付ノ激文ニ内治ノ改良ヲ先キニシ外國ノ交渉ヲ後ニスヘキハ云々ト書セル如キ前後照應セサル所アリト雖モ然モ彼等ノ主旨ニ至テハ朝鮮事件ヲ奇貨トシテ政體ヲ變革セントスルモノニ外ナラズ何トナレバ彼レハ固ヨリ勸諭ヲ措トシ立憲政體ヲ立ルヲ名トシ己レ政權ヲ握ラントスルノ要質ヲ含ナルモノニシテ反テ聖勅ヲ犯セルモノナレハナリ若シ夫レ然ラスンテ國家自然ノ進歩ニ基キ其之ヲ確立セントシ賜フノ御趣意ヲ違奉セハ斯ル非常ノ時ニ際シテ其進歩ノ遅々スルヤ天下自然ノ理ナルヲ以テ其之ヲ投立スルノ期モ亦自ラ遅々スヘキハ敢テ言ヲ俟タサルナリ然ルヲ彼レカ欲スル所ハ政ノ困難ヲ好機トシテ妄ニ政體ヲ變革セントスルモノナルコト實ニ蔽フヘカラサルモノト信認ス

(手塚註・別紙の一) 自由黨新聞號外ノ裏面ヲ拔萃ス
右事件ニ付政府ニテハ本日會議ヲ開キテ向方ヲ決議スルトノ事ナリ

又本日軍艦二艘彼ノ地ヘ出帆スル由ナリ
花房公使ハ頗ル狼狽シテ不都合ノ事ドモ多カリシ由ナリ此外右事件ニ關スルコトハ自由新聞ニテ日々御覽ヲ願フ

自由黨福島事件に關する二、三の資料

當時入黨ノ申入陸續各地ヨリ報シ來ル

過般モ申上ケタル如ク表面ノ組織上ハ如何ニ改ムルモ實地ノ結合ハ當ニ之ヲ破ラサル已ナラス益實力ノアル結合ヲ作ルコトニ頻リニ五盡力アラシメテ望ムニ堪ヘサルナリ

明治十五年七月三十一日 鈴木舍定

(手塚註・別紙の二) 朝鮮事件ノ報告書ヨリ拔萃

我人ハ常ニ天下ニ先ツテ護國保民ノ事ヲ行ハント欲スルヲ以テ任トスルモノナリ朝鮮小ナリト雖モ決シテ假ス可キニアラス宜ク國是スル處ヲ定メ執ツテ動ク可カラス我人ハ空論ニ時ヲ移ス可カラス在京ノ志士昨夜相會シテ事ヲ議ス開戰論者最モ多シ政府ノ決意今暫ク之ヲ悉サス今明日ノ内更ニ報スル所アル可シ特ニ時ヲ利用セヨ國土ノ爲メニ機ヲ失フ勿レ(點ハ原書ノ儘ヲ寫セルモノナリ特ニ注意ヲ要ス——手塚註、この文章は欄外の注意書きである)

明治十五年八月一日

林 包明

(手塚註・別紙の三)

内治ノ改良ヲ先キニシ外國ノ交渉ヲ後ニスヘキコトハ順序ノ當然ニシテ我黨カ定論ノ茲ニ在ルコトハ同輩諸君ノ御熟知ノ事ト存候朝鮮事變ノ一タヒ起リシヨリ世間或ハ開戰ヲ主張シ或ハ平和ヲ熱望シ議論紛々シタレトモ本部ニ於テ泰然トシテ動カサルモノハ今日ニ在リ外交ノ目的ヲ達スルハ和トナク戰トナク皆政治ノ改良人心ノ一致ニ基クヲ確信シ前後緩急ノアル所ヲ辨知スルカ故ナリ然ルニ今日我黨ノ人々ニシテ都鄙ノ間ヲ奔走シ義

勇兵ヲ募リ征韓ノ先鋒トナランコトヲ政府ヘ要請センコトヲ評議スルモノ有リト聞ク己レノ地位ヲ誤リ民權論者ノ身分ヲ忘ル、此ヨリ甚タシキハ無シ何トナレハ今日朝鮮ノ事變タル彼レヨリ輕暴舉動ヲナシ我カ國威ヲ損害シタルニヨリ政府ニ於テ之カ詰問ノ使節ヲ發シ萬々已ムヲ得サルニ至レハ爲メニ戰端ヲ開クニ至ラサルヲ得サル可シト雖モ大體上ヨリ着眼スレハ内治ノ改良ヲ遂ケ人心ノ一致セサルニ先タチ満足ヲ外交上ニ得ル事ハ決して望ム可カラス殊ニ政府ハ非常ニ備フルカ爲メニ自ラ租稅ヲ徵集シ自ラ兵隊ヲ設置セリ萬一朝鮮ト戰端ヲ開クニ至レハ常備軍アリ後備軍アリ以テ之ヲ辨スルニ足ラン固ヨリ我黨ノ自ラ進シテ之ニ干涉スルヲ要セサルナリ且夫レ現今幣ノ夥シキ國債ノ多キ國民ニ於テ其經濟ヲ擔當スルトモ殆ソト之カ整理ニ苦マントス然レハ已ムヲ得スシテ戰端ヲ外國ニ開クニ至レハ成ル可ク丈ケ費用ノ増成セサルコソ國民ノ希望スル所ナリ然ルニ一事變ノ生出スルカ爲メ自ラ職業ヲ放棄シ義勇兵ヲ召募シテ戰爭ニ從事シ一國ノ財帑ヲ耗費セントスルハ果シテ如何ナル心ソヤ使節ヲ出シ兵備ヲ整ヒ以テ朝鮮ノ無禮ヲ責ムルハ政府ニ於テ誠ニ已ムヲ得サル所ナラン然レトモ和戰處分ハ公議輿論ノ指導ニ出ルニ非ラス其軍費ノ支辨ハ國民ノ承諾ニ因ルニ非ス幸ニシテ朝鮮征服スルノ目的ヲ達スルニ及ヘハ凱歌ノ爲メニ國民カ愁訴ノ聲ヲ隱スノコトナキヲ保ツヘキカ是亦我黨ノ今日ニ注意ス可キ所ナリ蓋シ我黨ハ内治ノ改良ヲ先キニシ外國ノ交渉ヲ後ニスルノ主義ヲ持ツモノナリ内治改良ハ財政ノ整ヲ以テ急ナリトシ國會ノ開設ヲ以テ要ナリトス今日人民ノ最モ痛苦トスル所ハ國債紙

幣ノ増加ニ在リ鬻キニ大藏卿ハ年ヲ期シテ盡ク國債ヲ消却スル報告ヲ發セラレタリ是ヲシテ實地ニ舉行セシムルハ稍ヤ國民ノ平堵ヲ來タスニ足ラン然レトモ大藏卿ハ國家ノ昌平無事ヲ目策トシテ此消却法ヲ設ケラレタルナレハ今回ノ如キ事變ノ生出スルトキハ經濟上ニ混然生出シ國民一般ノ財産上ニ一大影響ヲ及ホス可キハ敢テ疑ヲ容レサルナリ今日人民ノ最熱望スル所ハ國會ノ設立ニ在リ我カ天皇陛下ハ明治廿三年ヲ期シ議員ヲ召集シ國會ヲ開設スヘキヲ勅諭シ給ヒタリ我々人民カ其機會ノ來ルヲ待ツ大早ニ雲雷ヲ望ムニ異ナラス然レトモ天皇陛下ハ蓋シ國家自然ノ進歩ヲ豫想シテ二十三年ノ期限ヲ確定シ給ヒシナルヘシ故ニ國家ニ非常ノ事變ヲ生出シタルトキハ内政施行ノ順序モ自ラ一大變轉ヲ爲サル可カラサルニ至ラン夫レ此ノ如キ理由ナルヲ以テ自ラ進シテ國家ノ利害ヲ擔當スヘキ我々ノ責任ハ今日ニ至リテ愈々重ク愈々大ナリト謂フヘシ此ヲ是レ顧ミス挺身シテ征韓ノ先鋒タランヲ希望スルハ我黨ノ諸君ニ望ム處ナランヤ若シ夫レ今回ノ朝鮮ノ事件ヨリシテ關係ヲ支那魯西亞ニ及ホシ一國ノ危急存亡ト爲ルトキニ於テハ我黨モ亦國民ノ義務トシテ之ヲ傍觀ニ付ス可カラサルモノアラン若シ果シテ此時ニ際セハ我黨或ハ義勇兵ト爲テ外ニ向ヒ或ハ國民軍ト爲テ内ヲ護リ以テ國民タルノ義務ヲ盡ササル可カラス然ルニ人民ヲシテ善ク此義務ヲ盡クサンメント欲セハ先ツ政治ヲ改良シ上下合體人心一和ヲ致ス制度ニ賴ラサルヲ得サレハ人民タル者ハ宜ク内ハ以テ國會ノ開設ヲ要請シ外ハ以テ干戈ヲ執リ敵國ニ當ラサル可カラス然レトモ今日ノ勢ハ未タ姦ニ至ラス僅ニ朝鮮國トノ關係ニ過キ

サレハ我カ常備軍ノ力ハ以テ能ク之ヲ鎮定スルニ餘リアリ未タ以テ國家ノ大難ト稱スルニ足ラス何ソ我黨ノ之ニ干渉スルヲ要センヤ故ニ我黨今日ニ在テハ猶ホ政府ニ向テ内治ノ改良ヲ要請スルノ機ニ會セス又外國ノ交際ニ從事スルノ時ニ至ラサレハ飽マテ平生ノ主義ヲ固執シ泰然トシテ動カス以テ進退ヲ誤ラサルコソ我黨ノ本分ト存候得ハ敢テ之ヲ同黨諸君ニ質シ御注意アラシコトヲ希望スト云爾

寧靜館

明治十五年八月二十三日

鈴木令定

(註21) 前事蹟第十五號證

別紙ハ總理洋行ニ付テノ遺書ニシテ彼レ發端ノ際ニ臨ミ喜多方事件ノ紛擾ヲ奇貨トシ不軌ノ陰謀ヲ爲シタルコトハ後事蹟第一ナル第三號第四號證ニ推測スル如クナルヲ以テ宜シク参照シテ其狡猾手段ニ出タルヲ知ルニ足ルモノト思惟セリ

(手塚註・別紙)

東京事務所及ヒ總理板垣君ヨリ左ノ報告アリタレハ不取敢報道ス尤モ總理ヨリノ報告ニ付テハ在京河野氏へモ照會致シ候間尙ホ東京ノ模様並ニ同氏ノ意見モ御報ニ可及候

一 拙者洋行シ後ハ總理ノ事務ヲ以テ常議員ニ委託仕候若シ此事ニ付御意見モアラハ代理ヲ撰ムトモ又總理ヲ改撰スルトモ唯黨員ノ議決ニ任セ可申候

明治十五年九月廿五日

總理 板垣退助

臨時報

自由黨福島事件に關する二、三の資料

一 總理板垣氏洋行ニ付テハ都鄙反對黨ハ奇貨居ルヘシトナン騙詐百出譏誣ヲ之レ務メ以テ我黨ヲ離間セントナスモノ往々之レ有ル趣キ素ヨリ同盟諸君ニ於テ輕忽ニ信聽セラルベキナキコトハ深く信シテ疑ハサル處ニ之レ有リト雖モ衆口礫金諷カ如ク譏誣モ之ヲ辨セサレハ遂ニ市ニ虎ヲ出スニ至ラン於茲乎過日來常議員幹事等憂慮ノ餘リ左ニ掲クル數個ノ條ヲ舉テ之ヲ總理ニ質問セリ其條一ニ曰ク總理ノ洋行ニ付地方同志者ニ及ホス影響ノ疑ヒ二ニ曰ク總理頃者甚タ富マスト聞ク其旅盤ハ何等ノ手段ヲ以テ辨セラル、ヤ三ニ曰ク總理ノ今日ヲ以テ洋行ニ必要ノ秋トスル目的ハ如何總理之ニ答テ曰ク第一^(方略か)地黨勢ハ餘輩ノ不在ヲ以テ爲メニ盛衰ニ關スル場合ニ至ルコトアリトモ想ハス試ニ之ヲ數ケ所ノ地方ニ尋ネタルニ却テ贊成ノ論多シ第二金ノ出所ハ大和ノ有志素封家土倉某予カ此ノ行ヲ善シ一切ノ費ヲ辨スルコトヲ諾セリ第三洋行ノ以テ今日ヲ必要トスル所以ハ之ヲ一席ニ述ヘ盡シ難ケレトモ之ヲ約言セハ余夙ニ自由ノ主義ヲ執リ立憲政體ヲ建ルノ議ヲ天下ニ唱ヘシモ余未タ其政體ノ實施サル、歐米各國ニ任テ之ヲ目撃セサレハ獨リ一身ノ爲ニ遺憾ナルノミナラス又タ一國社會ノ爲メニ謀ルニ先覺ヲ以テ自ラ任スル者現ニ其國ニ遊ンテ放政ノ實蹟ヲ觀察スルニ非スンハ我國立憲政體ヲ實施スルノ日ニ於テ或ハ我黨ノ主義ヲ暢達スルニ於テ闕遺アラシコトヲ恐ル故ニ予此行ヲ企テリ右ハ説明ノ概略ナリ尙ホ洋行セントスル主旨ニ付テハ之ヲ自由新聞紙上ニ細論スルヲ以テ充分御了察アランコトヲ望ム

寧靜館

七九 (七九)

明治十五年九月廿五日

宮部 襄

(註22) 前出・註20・参照。

(註23) 後事蹟第一の第三號證の一是、前出・註3、第三號證の

二は前出・註16・参照。

(註24) 前出・註12・参照。

(註25) 前出・註13・参照。

(註26) 前出・註19・参照。

(註27) 前出・註12・参照。

(註28) 前出・註13・参照。

(註29) 後事蹟第九號の一是前出・註14・参照。後事蹟第九號の

二は、前出・註11・参照。

(註30) 前出・註20・参照。

(註31) 前出・註10・参照。

(二) 玉乃世履高等法院裁判長より

大木司法卿へ提出した見込書

今般高等法院御開ニ付キ若松輕罪裁判所ヨリ本院へ送致セシ各被告
人等ヲ若松輕罪裁判所ニ於テ爲シタル豫審取調ノ書類ニ就キ各被告
人等カ罪ノ有無及ヒ罪アレハ其罪ノ性質ヲモ區別セシ見込書ヲ差
出スヘキ旨御下命ニ付テノ見込書

第一條

若松輕罪裁判所ノ豫審取調書類

右ノ調査ヲ熟讀スルニ法官ノ問ト被告人ノ答トヲ錄取セシノミニ
シテ犯罪ノ性質模樣證憑ノ充分ナルコトヲ明示スヘキ法律(治罪法
第二百二十八條)ニ適合セサル不十分ナル終結ナルニ因リ如何ナル
證憑ニ據リテ如何ナル事實ト確認シ如何ナル罪ヲ罰スヘキ者ト爲シ
タルノ意味ナリシヤヲ知ルニ由ナントス

第二條

高等法院裁判長ハ前條ニ掲ケシ如キ取調書類ニ對シテハ本職即チ
公判ノ條件ニ付テハ之カ見込ヲ立ルコトヲ得ス如何ニトナレハ未ダ
公判ノ場合ニ至ラサルヲ以テナリ

故ニ裁判長ハ假リニ身ヲ高等法院豫審判事ノ位置ニ置キ若松輕罪
裁判所ノ豫審調査ニ對シ見込ヲ立テ得ヘキ否ヤヲ推究セサルヲ得ス
(本官ハ今日迄ニ若松輕罪裁判所ノ豫審調査ヲ披讀セシハ六十餘件
ノ内二十八件ノミナリ)

第三條

高等法院ノ豫審判事ハ若松輕罪裁判所ノ豫審調査ノ充分ナル者ニ
對シテナラハ被告人ヲ審問セスシテ見込ヲ立ルコトヲ得ヘキ場合モ
アルヘキナレトモ不十分ナル調査ナレハ被告人ヲ審問セシ上ナラデ
ハ若松輕罪裁判所ノ豫審調査ハ事實ニ適合セシ調査ナリヤ否ヤヲ知
ルニ由ナントス如何トナレハ被告事件ハ如何ナル事實ナリヤヲ知ル

ニ由ナキヲ以テナリ

第四條

若松輕罪裁判所ニ於テ爲シタル豫審ノ被告人ハ數百人ノ多數アリテ本院ヘ送リシ者ノミニテモ六十餘名ノ多數ナルヲ以テ六十餘名ニ對シ各別ニ犯罪ノ性質模樣及ヒ證據ノ充分ナルコトヲ明示スヘキ正則ニ從フ時ハ法官ノ少數ヲ以テ被告人ノ多數ニ對スルコトユヘニ普通ノ規則ニ拘泥シテハ事務ノ延滞ヲ生スヘシト思考シ且又六十餘名ノ被告事件ハ悉皆内亂ニ關セシ重大ナル事件ト思考シ異常ノ便法ヲ用ヒシ者ナルヘシト本官ハ推測セリ果シテ本官ノ推測セシ如キ思考ナリシナラハ本官ニ於テモ實ニ察シ入リタル思考ナリト察セリ

右ノ如キ思考ヨリシテ成立チシ六十餘名ノ豫審取調書類ナル以上ハ被告人ナル六十餘名ノ口供ナリ證據ナリ凡テ甲乙關係シ丙丁牽連セシニ因リ六十餘件ノ全部ヲ通讀參看シテ後ニ事實ノ在所ヲ確認スヘキノ組立テナル可シ

第五條

前條ニ掲ケシ如キ若松輕罪裁判所ノ豫審取調書類ナル上ハ本院ノ豫審判事ニ於テハ六十餘件ヲ通讀參看セサル以前ニ在テハ各被告人ノ罪ノ有無及ヒ罪ノ性質ヲ知ルニ由ナシトス斯ク推究シ來レバ下條ノ如キ結果ニ至ラサルヲ得ス

第六條

自由黨福島事件に關する二、三の資料

高等法院裁判長カ本院豫審判事ノ位置ニ立チ若松輕罪裁判所ノ豫審取調書類ニ對セシ見込ハ左ノ如キ見込ナリト云ハサルヲ得ス

第一 一部分即チ被告一人ニ付テハ不充分ナル取調書類ニ付テ立テシ見込ナリ

第二 全部即チ六十餘名ニ付キ通讀參看スヘキヲ一部分ノミニ付テ立テシ見込ナリ

第七條

前條ノ如キ不都合ヲ免レサルノ見込ハ法理ニ依レハ爲シ難キコトナルヘキヲ本官ニ於テ其不都合ヲ知リナカラ本官ノ見込ナリトテ差シ上ルハ今般ノ被告事件ハ審判ノ手續上ニ付筆紙ニ盡シ難キ種々様々ノ入組ミシ事柄アルニ付キ今日ノ場合ニ於テハ決シテ見込ノ立ツヘキ筈ハアラサレトモ司法卿閣下今後ノ御注意ニ付御思考ノ一端ニモ相成ルヘキヤトノ思考ヲ以テ呈上スルノミニ止ル者ナレハ本官ノ見込ハ本官自カラニ於テスラ確信スルコトヲ得サル者ナルニ因リ此段御諒察ヲ仰カンカ爲メニ其理由ヲ上申スルコト如此ニ有之候也

佐藤 萬吉

小川 又雄

岡本 正榮

佐藤 清

柳澤 龜吉

影山正博
川口元海
岡野知莊
管村太事
加藤宗七
岡田健長
高橋壯多
栗原足五郎
赤城小一

右五人兇徒聚衆
右ハ誣告
右ハ内亂ニ關スル罪

大木權平
赤城平六
井上平吉
三浦文次
平島松尾
安積戰

右十四人無罪

但他ノ書類ニ證據アレハ格別

瓜生直七
川口清忠
山田信海
鈴木俊庵
荒尾覺藏
吉田光一
伊賀我何人
河野廣體

右六人本院ノ豫審ヲ爲スニ非サレハ見込ヲ立テ難シ

右之通有之候也

明治十六年二月廿六日

大木司法卿殿

判事 玉乃世履

高等法院裁判長

總計貳十八人

右ハ怪シムヘキ條件アリ本院ニ於テ特別詳細ナル豫審ヲ爲セ
シ上ニ非サレバ見込ヲ立ルヲ得ス

(二) 高等法院關義臣判事の「私見」

御親聞

關義臣 私見

(手塚許・ハリ紙)

記名ノ順次ハ義臣方原書ヲ閱了シ其要領ヲ抄録セシ順次ニ從
フナリ別ニ意アルニ非ス
茲ニ登記セシハ五十五人ナリ其他ハ未タ原書ヲ閱了セス故ニ
除ケリ

國事犯及兇徒嘯衆犯罪一件原書類ニ就テ反覆鑑査シ其事實其證據
及其模様徹憑ニ據リ心證ニ資テ疑ヲ容レザルモノ之ヲ法律ニ照スニ
一己ノ意見ハ左ノ如シ

兇徒嘯衆及國事犯ニ關係ナシ

訴訟事件副物理

三浦文治

無罪放免

但財産公賣ノ處分不服ノ處郡長ヨリ現ニ公賣ニ着手セラレタル
ヲ以テ財産保護並ニ差押方ヲ十一月二十日警察署へ願出タリ警察
署ニ於テ之ヲ誣告ノ罪アリトシ同日拘引シ若松輕罪裁判所へ引渡
シタリ

右果テ誣告罪アルヤ否ヤヲ審理スルノ一點ナリトス

元福島新聞記者

自由黨福島事件に關する二、三の資料

杉山重義

但十一月廿五日新合村訴訟事務本部即赤城平六宅ニ在リ喜多方
地方ノ現況ヲ記載シ無名館ニ報告セリ此一點ハ兇徒嘯衆ニ間接罪
アルヤ否ヲ審理スルニ在リ

兇徒嘯衆及國事犯ニ干涉ナシ 無罪

加藤宗七

同斷 無罪

川口清忠

同斷 無罪

松井助一

兇徒嘯衆國事犯共ニ干涉ナシ 無罪

山口重脩

同斷 無罪

荒尾覺造

但十一月二十八日喜多方へ衆民嘯衆ノ趣キ平六宅ニ在リ夜八時
頃報知ヲ受ケ鎮撫ノ爲メ喜多方ヲ指テ出張セシモ未タ喜多方ニ到
達セス途中ニ於テ衆民解散ノ實況ヲ聞キ歸寓セシノ事實ト認ム是
點ハ罪ノ問フヘキナシ

明治十五年六月東京ニ在リテ電信ノ暗號ヲ起稿セシナレトモ之

ヲ他人ニ傳へ又ハ實地ニ試ミタルニモ非レハ未タ何等ノ用ヲモ爲
ササルモノ是點ハ亦罪トナルヘキナシ

前同斷 無罪

高橋壯多

國事犯ニ干涉セス

岡本正榮

但十一月廿八日夜平六宅ニアリ兇徒嘯衆ノ報知ヲ受ケ荒尾輩ト
同ク喜多方ニ赴キタリシモ暴動後ニシテ歸宅セシナリ一説ニ暴動

ノ現場ニ至リシト見ユレハ尙此ヲ審理シ判定スヘキモノ

思フニ荒尾輩ト同ク罪トナラサル方ニハ非スヤ

罪ノ問フヘキナシ

缺席

佐藤彦市

罪ノ問フヘキナシ

菅村太事

罪ノ問フヘキナシ

安田慶次郎

罪ノ問フヘキナシ

加藤勝造

岡野知莊

知莊ヨリ河野廣中平島松尾へ贈リタル書狀又宇田成一ヨリ知莊外

三人へ贈リタル書狀中忌ニ觸ル、モノアリ然シ國事犯等ニ問フ直接

ノ犯罪ニ非ス

要スルニ兇徒聚衆國事犯共ニ犯罪ノ證據充分ナラス

兇徒聚衆及國事犯共ニ干係ナシ

幸村仙太郎

但餘罪アリ右府ヲ刺殺セントノ思想アリテ現ニ同志者アル由ノ

口供アリ蓋シ口供一般ヲ通覽スレハ殆ト狂人ニ近シ然シ此餘罪ノ

點ハ審理スヘキモノトス

罪ノ問フヘキナシ

影山正博

罪ノ問フヘキナシ

刈宿仲衛

但口供中嫌疑ノ證據ナキニ非レドモ今回ノ兇徒及國事犯ニ干係

ナシ

罪ノ問フヘキナシ

五十嵐武彦

罪ノ問フヘキナシ

國事犯ノ罪ナシ

但口供中革命ノ文字アレトモ承審官^(モ)モ直七モ共ニ政治ノ改良ヲ

望ムノ意ニアルナリ故ニ罪ト爲ル性質ニ非サルカ如シ

十一月廿八日彈正原ニ於テ一説ニハ演說慾漲セシ如キ様ナレト

モ其實直七ノ友人ニ語り話シテ爲シタルノミ位ニ止マルガ如シ

併シ此點ハ兇徒聚衆ノ犯罪トナルヤ否ヤ能ク審理スヘキモノト

ス

國事犯ニ干係ナシ

門奈茂次郎

但十一月廿八日夜頑民嘯衆ノ報知ヲ承ケ平六宅ヨリ刀ヲ携ヘ鎮

撫ノ爲メ喜多方ヘ向テ出張セシニ鎮撫ノ爲メ出張スルニ刀ヲ携ヘ

タルハ不當ナリシト心付キ途中鎌倉村荒物店某ヘ刀ヲ預ケ尙進往

セントスルニ既ニ人民ハ喜多方ヲ解散セシ趣キヲ聞キ五十嵐某ノ

家ニ入り休憩シ愈人民解散ノ事實ヲ認メ平六方ヘ歸宿セリ

此點ハ一應審理スヘキモノナレトモ要スルニ兇徒嘯衆ノ罪ナキ

方ナラン

罪ノ問フヘキナシ

河野廣體

但警部又豫審官ヨリ訊問ニ革命ノ語ヲ掲ケ被告モ從テ革命ノ二

字アレトモ到底政治改良ヲ望トノ意ニ止ルナリ罪ト爲ル證據ナシ

要スルニ無罪

安積三郎

同斷 無罪

小川 又雄

同斷 無罪

柳沼 龜吉

血判盟約ノ一人

缺席 澤田清之輔

國事犯中隠謀ノ罪アリ花香恭次郎ノ起草ヲ清書セシモノ

要スルニ罪トナルヘキナシ

赤城 小一

無罪

照山 秀元

無罪

三輪 信左エ門

無罪

松本 芳長

無罪

石井 定藏

無罪

佐久間 昌熾

陰謀ノ盟約書ヲ携帶逃亡セシモノ

缺席 佐々木 卯三郎

刑法第五十二條罪證ヲ隠蔽シタルノ罪ナリトス

國事犯及兇徒囂衆ノ罪共ニ見ルヘキノ證ナシ 伊賀我何人

但十一月十九日寧靜館幹事即麻布六本木町一番地宮部襄宅ニ至

リ河野廣中輩ヘノ添書受取持參シ福島ヘ出張セシモ廣中ノ意ヲ知

ラサルモノ又假令書狀中ノ意旨ヲ知りタルニシテモ自由黨ノ奥羽

本部ヲ若松ニ設置シ帝政黨ノ壓力ニ抗抵シ自由黨ノ威勢ヲ擴張セ

ントスルノ旨趣及ヒ喜多方人民詞訟ノ爲メ辯士ノ加勢ヲ請求スル

ニ應ジタルモノ何等罪ノ問フヘキナシ

十一月廿八日夜暴民囂衆ノ報告ヲ受ケ鎮撫ノ爲メ喜多方ヘ出張

セシモ人民解散後ニ喜多方近傍ニ至リタルモノ是亦罪ノ問フヘキナキカ如シ

國事犯兇徒囂衆共ニ干係ナシ

宇田 成一

但最初ヨリ訴訟事件擔當ノ巨擘ナルモノナレトモ罪トナルヘキ

事跡ナシ要スルニ無罪

無罪

佐藤 萬吉

彼是嫌疑ノ模樣ナキニ非ルカ如キモ要

スルニ罪ニ問フヘキ證據充分ナラズ

無罪

岡田 健長

無罪

川口 元海

無罪

缺席 酒井 文雄

罪ノ問フヘキナシ

缺席 琴田 岩松

詞訟事件ノ擔當且教唆者公賣處分

ノ抗抵者到底罪ノ問フヘキナシ

國事犯ニ干係ナキハ勿論十一月廿八日ノ兇徒囂衆事件ニ干渉セ

サル如シ尙審理ヲ要ス然レトモ恐クハ無罪放免ノ方ナラン

兇徒囂衆國事犯共ニ罪ナシ

佐藤 清

但彼是嫌疑ノ模樣無キニ非サルガ如キモ刑法ニ問フヘキ證據充

分ナラズ抑清ノ爲人曖昧姑息ノモノニ非ス其口供ハ少モ詐偽ニ出

タル跡ナシ此口供中今回ノ事實顛末ヲ見ルニ足ルモノ多シ

盟約書血判ノ壹人

刑法第百廿五條第二項ノ所謂内

亂ノ陰謀ヲ以テ論スヘキモノ

但兇徒囂衆ノ罪ナシ

田母野秀顯

安積 戰

自由黨ノ勢威ヲ擴張シ帝政黨ヲ駁撃セントノ旨趣ヲ主唱シ及訴

訟事件ヲ致唆シ公賣處分ヲ抵抗セシモノ其深意ハ行政ノ處置ヲ妨害シ朝憲ヲ壞亂セント志シタルモノ即チ今回ノ事件始終一トシテ

干渉恣憑セザルハナシ

抑其原因ハ警部若下某ノ密託ヲ承ケ陽ニ自由黨訴訟黨員ニ加盟

シ陰ニ探偵ノ奥意ヲ來ミ百事悪キヲ知り唱道セシモノトス要スル

ニ罪ノ問フベキナシ

政府ヲ顛覆セントノ盟約書血判ノ壹人

刑法第百二十五條第二項内亂ノ陰謀者

ヲ以テ論スヘキモノ

河野 廣 中

但自由主義ヲ伸暢シ帝政黨ヲ駁撃セントノ旨趣ヲ抱ケルモノノ兇

徒囂衆等ニ毫□干係ナシ

中島 友 八

最初ヨリ出訴事件ヲ擔當シ主唱セシモノ訴訟委員六名中ノ一人

詞訟ニ關スル内規ノ起草者ナリ(山口千代作字田成一ハ此内規則

ヲ友八カ起草セシ節列座セシ者ナリ)最初ヨリ出訴ノ規則ヲ設ケ

置キ九月下旬故ラニ此内規則ニ改正セシモノ然レトモ此内規則ハ

履行ノ場合ニ至ラス廢案ニ付シタルナリ

到底國事犯干係ナキハ勿論臨時突出セシ廿八日喜多方ノ兇徒囂

衆ニハ關涉セサルナリ恐クハ無罪ノ方ナラン

附帶犯 縣會官吏ノコトヲ小冊ニ刊行シ配布セリ官吏侮辱ノ罪

如何審理モノ

山口千代作

最初ヨリ訴訟事件ヲ擔當シ主唱タルモノ出訴委員六名中ノ一人

上仙暗號ヲ起草セシ一人外一人ハ宇田成一ナリ

國事犯ハ勿論兇徒囂衆ニ干渉ナシ要スルニ無罪

附帶犯 縣會否決ノ詳細ヲ小冊子ニ刊行配布シタル一人官吏侮

辱ノ罪アルモノカ審理スヘシ

花香恭次郎

内亂ノ陰謀ニ係ル盟約書ノ起草者即チ其血判ノ壹人即血判六名

中ノ主タルモノ

刑法第百二十五條第二項ノ罪ナリトス

附帶犯 前同斷

無罪

吉田 光 一

愛 澤 寧 堅

内亂ニ關スル盟約書血判六名中ノ壹人寧堅ハ取消シタルトノ理由

等ヲ種々辯駁スレトモ到底陰謀ニ加盟シタルノ所爲ハ免レサルベシ
刑法第百二十五條第二項ノ罪ナリトス

無罪

鈴木俊安

兇徒嘯衆及國事犯ニ干係ナシ

關根常吉

但鈴木俊安ニ贈リタル書翰中暴君奸吏ノ字アリ暴君ノ二字ハ妥

當ナラズ此點ヲ審理スルノ外罪ナシ

無罪

鈴木榮

平島松尾

内亂ニ係ル盟約書血判者ノ壹人

刑法第百二十五條第二項陰謀ノ罪アルモノ

附帶犯 縣會否決ノ顛末ヲ冊子ニ刊行シ同黨中へ汎ク配布セシモ

ノ官吏ヲ侮辱セシ罪ニ問フヤ否

縣會否決ノ詳細ヲ刊行配布セシ附帶犯ノ訴アリ凡十餘名ナリ茲ニ

一々之ヲ記載セズ

三月一日夜

義臣

手記

(四) 高等法院岡内重俊判事の「大凡見込書」

大凡見込書

朱ヲ以テ記スル者逃亡者ナリ缺席裁判ノコト

有期流刑 刑百二十五
項

政府ヲ顛覆スルコトノ
盟約書ヲ作ル發意者即
チ首魁

重禁獄

廣中ノ發意ニ同意シ盟
約スル者

廣中ニ一等減刑九
十條ニ依ル併シナ
カラ刑百四條ノ正
條アルニ依リ或ハ
廣中ト然レトモス
可キ者トハ刑ヲ異
首魁者トハ情ヲ適
ニスル方實情ニ
スルナル可シ故ニ
一等減

戰ノ自由ニ依レハ岩下
警部ノ内意ヲ承ケ事ヲ
探索スル者ノ如シ果シ
テ然ル哉如何ノ點ヲ岩
下警部ニ照會シテ其
實ヲ分明ナラシメ而シ
テ戰ヲ豫審牒ヨリ放ツ
可キ歟

河野廣中

花香恭次郎

田母野秀顯

愛澤寧堅

平島松尾

澤田清之助

安積戰

安積戰

重懲役 刑百三十七

假リニ教唆者ト觀テ之ヲ定ム豫審ヲ盡ササレハ此刑定マラス

十一月廿八日兇徒衆案ノ教唆者ノ如シ其點今尙ホ豫審ヲ盡ス可キ者國事犯ニハ非ス訴訟上專ラ盡力スル者

赤城平六
瓜生直七

輕禁錮刑

罰金刑
刑百五十二

河野等ノ盟約書ヲ陰蔽シタルモノ其盟約ノ趣意ニ同意シタル證據ヲ觀ル可キモノ無シ隱蔽ノ罪而已

鎌田直造
佐々木宇三郎

罰金

刑百三十七條ノ附
加隨行者ニ該ル刑

十一月廿八日兇徒衆案ニ加リタルモノノ如シ或ハ云フ鎮撫ノ爲メ出張シタリト又中途ヨリ歸リタリト此點尙ホ豫審ヲ盡シ事實ヲ分明ナラシメサレハ罪ノ有無モ亦極メ難シ

荒尾覺造
川口清忠

ナリ今此ノ十人假
リニ兇徒ニ加リタ
ル者ト觀テ之ヲ定
ム豫審ヲ盡サ、レ
ハ此刑定マラス

小川又雄
岡本正榮

關根恒吉
加藤宗七
山田信海
松本宮治

井上平吉
柳沼龜吉

門奈茂二郎
松井助一

山口千代作
佐藤清
岡田健長
杉山重義
長坂八郎
佐久間昌熾

大木權平
伊賀我何人

加藤勝造
吉田光一

大木權平
伊賀我何人

杉本芳長
幸村仙太郎
園部幸敏
影山正博
五十嵐民彦
山口重

松井助一

脩
松本茂
菅村太事
松崎儀八
佐藤萬吉
三輪信左エ門
照山

伊賀我何人

秀元
高橋壯多
佐藤惣松
石井定造
鈴木俊安
安田慶太郎
菊

伊賀我何人

宿仲衛 河野廣體 安積三郎 赤城小一 白井遠平 栗原足五郎
大河内英象 川口元津 鈴木榮 吉田正雄 齋藤壬生雄 岡野知莊
宇田成一 中島友八 佐藤彦一 琴田岩松 酒井文雄 三浦文次

此人名ノ中ニハ十一月廿八日兇徒ノ中ニ加リタル者アルカ如シト雖一件書類中其氏名ヲ指定セシ者ナキニ依リ之ヲ知ルニ由無シ尙ホ端緒ヲ得ルコトアレハ今茲ニ豫審ヲ盡スコト主要ナリ

又訴訟ノコトニ働ク者アリ自由主義ヲ擴張スル爲メ激論ヲ唱フル者アリ或ハ腕力ヲ以テ反對黨ニ抗力セント論スル者アルモ到底一壯年ノ暴言ニ過キサルモノニシテ決シテ國事犯杯ト認定ス可キモノニ非サルカ如シ故ニ斷然之ヲ放免ス可キモノナラン然リト雖

事常律ヲ犯スニ關スル場合モアレハ治罪法第三十八條ニ依リ處分ス可キ場合無シトセス最モ注意ス可キ點ナリ

概略右ノ通御座候
十六年三月四日

岡内判事